

平成27年度 第3回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成28年2月12日（金）

午前10時～午前11時45分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

議 題

【審議案件】

議第 398号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 399号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 400号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
について

議第 401号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 402号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 403号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

議第 404号「南部大阪都市計画道路の変更」について

議第 405号「南部大阪都市計画道路の変更」について

議第 406号「南部大阪都市計画道路の変更」について

議第 407号「大阪府における都市計画のあり方（答申案）」について

平成27年度第3回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考	
1	学識経験のある者	小林 潔 司	京都大学大学院教授	出	会長	
2		矢守 克 也	京都大学教授	欠		会長代理
3		塚口 博 司	立命館大学教授	出		
4		近藤 明	大阪大学大学院教授	出		
5		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出		
6		嘉名 光 市	大阪市立大学大学院准教授	出		
7		加我 宏 之	大阪府立大学大学院准教授	出		
8		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	出		
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	出		
10		乾 恵美子	大阪商工会議所女性会副会長	出		
11		中川 元	弁護士	欠		
12	関係行政機関の職員	村上 堅 治	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 阪口 正博	
13		関 総 一 郎	近畿経済産業局長	欠		
14		森 昌 文	近畿地方整備局長	出		代理:環境調整官 小山下 英文
15		土屋 知 省	近畿運輸局長	出		代理:計画調整官 足立 高広
16		樋口 真 人	大阪府警察本部長	欠		
17	府議会議員	中川 隆 弘	府議会議員(維新)	出		
18		松本 利 明	府議会議員(維新)	出		
19		橋本 和 昌	府議会議員(維新)	出		
20		宮本 一 孝	府議会議員(維新)	出		
21		杉村 太 平	府議会議員(自民)	出		
22		原 田 亮	府議会議員(自民)	出		
23		大橋 章 夫	府議会議員(公明)	出		
24		中野 剛	府議会議員(公明)	出		
25	市町村の長を代表する者	田中 誠 太	大阪府市長会会長	出		
26		松本 昌 親	大阪府町村長会会長	出		
27	市町村議会の議長を代表する者	友井 健 二	大阪府市議会議長会会長	出		
28		井上 昭 司	大阪府町村議会議長会会長	出		
29	大阪市長及び大阪市会議長	吉村 洋 文	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均	
30		東 貴 之	大阪市会議長	出		

※ 委員30名中26名出席

平成27年度第3回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	島本町長	川口 裕	議第398号	出
2	島本町議会議長	伊集院 春美	議第398号	出
3	茨木市副市長	大塚 康央	議第398号 議題401号	出
4	岸和田市副市長	根未 喜之	議第404号	出
5	岸和田市議会議長	鳥居 宏次	議第404号	出

平成27年度第3回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	吉 村 庄 平	欠	
2	都市整備部技監	井 出 仁 雄	出	
3	都市整備部次長	神 谷 雅 之	欠	
4	都市整備総務課長	芳 本 竜 一	欠	
5	事業管理室長	青 木 誠	出	
6	都市計画室長	柴 崎 啓 二	出	
7	計画推進課長	高 階 宏	出	臨時幹事:計画推進課参事 上溝 憲郎 臨時幹事:計画推進課参事 山野 光昭
8	交道路室長	浦 田 隆 司	※	臨時幹事:道路整備課参事 尾花 英次郎
9	河川室長	山 田 順 一	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 川上 卓
10	下水道室長	長 谷 川 明 巧	※	臨時幹事:事業課課長補佐 丸毛 篤也
11	港湾局長	井 上 博 睦	※	臨時幹事:計画調整課課長補佐 高平 一哉
12	住宅まちづくり部長	堤 勇 二	欠	
13	住宅まちづくり部技監	山 下 久 佳	欠	
14	住宅まちづくり部理事	芝 池 利 尚	出	
15	住宅まちづくり部次長	西 田 昌 弘	欠	
16	住宅まちづくり総務課長	明 見 政 治	欠	
17	都市居住課長	三 崎 信 顕	欠	
18	建築指導室長	澤 田 範 夫	出	
19	住宅経営室長	松 田 浩 三	欠	
20	危機管理室長	森 岡 武 一	欠	
21	企画室長	榮 野 正 夫	※	臨時幹事:企画室計画課課長補佐 木村 克郎
22	市町村課長	土 屋 俊 平	※	臨時幹事:市町村課主事 小林 元規
23	福祉総務課長	森 田 正 典	欠	
24	健康医療総務課長	宮 口 智 明	欠	
25	環境衛生課長	山 形 三 津 留	欠	
26	商工労働総務課長	棗 一 彦	※	臨時幹事:商工労働総務課総括主査 築澤 慎一
27	みどり推進室長	勝 又 章	※	臨時幹事:みどり推進室森づくり課参事 山本 達也
28	循環型社会推進室長	磯 田 浩	出	
29	環境管理室長	谷 口 靖 彦	欠	
30	農政室長	南 部 和 人	出	
31	教育総務企画課長	水 守 勝 裕	欠	
32	施設財務課長	福 本 芳 次	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 赤坂 弘二
33	文化財保護課長	荒 井 大 作	※	臨時幹事:文化財保護課総括主査 岡本 敏行
34	府警本部交通規制課長	横 山 晃 司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 染川 克己

平成27年度第3回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	島本町都市創造部長	水木 正也	議第398号	出
2	茨木市都市整備部長	鎌谷 博人	議第398号 議第401号	出
3	茨木市都市整備部次長兼都市政策課長	田邊 武志	議第398号 議第401号	出
4	岸和田市まちづくり推進部長	大井 伸一	議第404号	出
5	岸和田市都市計画課長	赤坂 喜久治	議第404号	出
6	高槻市都市創造部参事	北口 悦男	議第398号	出
7	高槻市都市づくり推進課	江嶋 啓太	議第398号	出
8	枚方市都市整備部次長	広瀬 一郎	議第402号	出
9	寝屋川市都市計画室長	大坪 史郎	議第402号	欠
10	寝屋川市都市計画室課長	竹本 明広	議第402号	出
11	門真市まちづくり部長	中道 寿一	議第402号	出
12	門真市まちづくり推進課長	阪本 敏夫	議第402号	出
13	四條畷市都市整備部次長兼都市計画課長	山本 良弘	議第402号	出
14	四條畷市都市計画課長代理	浅倉 裕次	議第402号	出
15	河南町まち創造部長	松田 友宏	議第403号	出
16	河南町まち創造部副理事兼 環境・まちづくり推進課長	奥野 清文	議第403号	出
17	泉佐野市理事	藤基 忠興	議第403号 議第405号	出
18	河内長野市都市づくり部長	榊井 繁春	議第403号	出
19	河内長野市都市づくり部副理事兼 都市計画課長	深海 秀友	議第403号	出
20	熊取町事業部理事(まちづくり担当)	田畑 洋	議第406号	出

目 次

1 開会.....	1
2 議第398号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 議第399号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 議第400号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」 について	3
3 議第401号「北部大阪都市計画区域区分の変更」 議第402号「東部大阪都市計画区域区分の変更」 議第403号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	8
4 議第404号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	13
5 議第405号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	17
6 議第406号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	18
7 議第407号「大阪府における都市計画のあり方(答申案)」について.....	19

1 開 会

(午前 10 時開会)

【司 会】 皆様おはようございます。審議会の開催にあたりまして、事務局からご協力をお願い申し上げます。携帯電話は、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中はご静粛にお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成 27 年度第 3 回大阪府都市計画審議会を開催します。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めます都市計画室計画推進課の岡村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会でございますが、一部遅れておられる委員もいらっしゃいますが、30 名中 26 名の方々にご出席賜り、臨時委員も含めまして大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、定足数を満たし有効に成立していることをご報告させていただきます。なお、本審議会は公開で行いますのでよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今年度より新たに委員にご就任いただき、本日初めてご本人にご出席いただいております委員をご紹介します。大阪大学、石黒委員でございます。

【石黒 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 また、本日は、臨時委員 5 名の方々にご出席いただいておりますので、ご紹介いたします。議第 398 号議案に関連して、島本町長、川口委員でございます。

【川口 委員】 どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司 会】 島本町議会議長、伊集院委員でございます。

【伊集院 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 続きまして、議第 398 号及び議第 401 号議案に関連して茨木市副市長、大塚委員でございます。

【大塚 委員】 おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

【司 会】 続きまして、議第 404 号議案に関連して岸和田市副市長、根未委員でございます。

【根末 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 同じく岸和田市議会議長、鳥居委員でございます。

【鳥居 委員】 よろしく申し上げます。

【司 会】 ご紹介は以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは審議に先立ちまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧をご覧ください。

まず、「配布資料一覧」及び裏面に「委員配席表」を記載した資料。

続きまして、「大阪府都市計画審議会条例及び規則」を抜粋した資料。

続きまして、「議題」、「付議案件」並びに「委員名簿」及び「幹事名簿」。

続きまして、資料 1 審議会議案書（その 1）。資料 2 審議会議案書（その 2）。

資料 3 審議会資料（その 1）。資料 4 審議会資料（その 2）。資料 5 審議会資料（その 3）。

資料 6 平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方。こちらは、資料 6－1 から 6－3 とございます。

続きまして、資料 7 北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の変更に関する意見書の要旨と大阪府の見解。資料 8 南部大阪都市計画道路の変更（岸和田市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。資料 9 平成 27 年度第 2 回大阪府都市計画公聴会速記録抜粋、以上、資料は 12 点ございます。

なお、委員の皆様には、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料もお手元に配布させていただいております。漏れている資料等はございませんでしょうか。

なお、委員の方々のうち、宮本委員は若干遅れるというご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは大阪府都市計画審議会条例第 5 条第 1 項において、会長が議長になると定められておりますので、以降の議事につきましては、小林会長に進行をお願いします。

小林会長よろしく申し上げます。

【小林 会長】 おはようございます。本審議会の会長を務めております小林でございます。よろしく申し上げます。委員の皆様には、本日はお忙しいところご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

それではただ今から、平成 27 年度第 3 回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様のお手元にお届けしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」を含みます 10 議案でございます。最初にご審議いただきますのは、議第 398 号でございますが、次の 399 号及び 400 号と相互に関連する内容がございますので、一括して幹事に説明をさせます。

2 議第 398 号「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
議第 399 号「東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」
議第 400 号「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 大阪府都市整備部都市計画室計画推進課長の高階でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議第 398 号、議第 399 号、議第 400 号、「北部大阪・東部大阪・南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、いわゆる「都市計画区域マスタープランの変更」については、共通する部分が多いので一括してご説明します。

「都市計画区域マスタープランの変更」については、本審議会で一度ご報告しておりますが、本日ご審議をお願いするものでございます。

資料 1 議案書（その 1）1 ページから 200 ページ。資料 3 審議会資料（その 1）をご覧ください。「都市計画区域マスタープラン」は、「大阪府国土利用計画」などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるものでございます。大阪府や市町村が定める都市計画や、市町村が都市計画の指針として定める「都市計画に関する基本方針」、いわゆる市町村の「都市計画マスタープラン」は、「都市計画区域マスタープラン」に則することとされています。

今回変更する北部・東部・南部それぞれの都市計画区域マスタープランにつきましては、平成 23 年 3 月に策定されており、目標年次は平成 32 年としております。都市計画区域マスタープランの構成は、全体で 5 章構成となっております。このうち、第 3 章の「土地利用の関する方針」におきまして、「区域区分の決定に関する方針」が、定められておりますが、この方針につきましては、目標年次を平成 27 年としておりますことから、今回目標年次を平成 32 年とする変更を行うものでございます。なお、他の章や項目につきましては、のちほどご審議していただきます「大阪府の都市計画のあり方」の答申内容を踏まえ、今後改定作業を進めてまいります。

第 3 章の区域区分の決定に関する方針は、資料 1 議案書（その 1）23 ページから 26 ページ、89 ページから 92 ページ、155 ページから 158 ページをご覧ください。

この方針では、「第 7 回区域区分変更の実施」として、基本的な考え方、市街化区域への編入、区域区分境界の明確化、目標年次における市街化区域の規模について定めております。この区域区分変更は、大阪府では、昭和 45 年から概ね 5 年に一度実施しております。第 6 回は平成 22 年度に実施しております。また「市街化区域への随時編入」として、市街化区域への編入を保留する制度の活用、保留区域の設定について定めております。

基本的な考え方としましては、平成 25 年 8 月に策定しました「第 7 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき変更しております。

「市街化区域への編入」につきましては、本格的な人口減少社会の到来等、社会経済情勢の変化を踏まえまして、主要な幹線道路沿道において、産業系土地利用を誘導する場合や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置付けられた鉄道駅等の徒歩

圏にある住宅系土地利用を誘導する場合など、特に必要なもののみ行うとし、加えて必要最小限の区域とします。また、新たに市街化区域へ編入する区域については、「みどりの大阪推進計画」と整合した緑化の目標を設定し、みどりの保全・創出に取り組むといたします。さらに、市街化区域に指定されている区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがないものは、市街化調整区域への編入を進めることといたします。また、市街化区域への編入について、既成市街地、新市街地の場合は、市街化区域への編入と同時に、土地区画整理事業に関する都市計画や地区計画等が定められ、良好なまちづくりが誘導されるものとしています。埋立地の場合は、公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中及び事業が完了しているものとしています。

区域区分境界の明確化としては、区域区分の境界は、原則地形地物ですが、既定の区域区分の境界が、道路、河川等の整備等により変更になった場合や行政界に変更があった場合等、境界の見直しをすとしております。

目標年次における市街化区域の規模としては、概ねの人口、産業規模、市街化区域の規模について、現行では平成27を目標年次としておりますが、大阪府の将来推計人口、第4次の国土利用計画、第7回区域区分の変更の内容を反映し、目標年次を平成32年とする設定をしました。

「市街化区域への随時編入」では、市街化区域への編入を保留する制度の活用として、いわゆる保留区域の設定ですが、大阪府では、先程ご説明させていただきましたとおり、市街化区域と市街化調整区域の変更について、概ね5年毎に一斉見直しを実施しており、今回、第7回の変更を行う予定ですが、この一斉見直しと同時に、区域マスタープランにおいて、一斉見直し時点では市街化区域への編入条件を満たしていない区域のうち、目標年次までに、事業の実施が見込まれる地区について、その位置を保留区域として設定しております。なお、目標年次までに農林業等の調整、計画的な開発事業の実施が確実となった時点で、市街化区域編入の手続きを進めます。

保留区域の設定として、北部大阪都市計画区域においては、島本町のJR島本駅西周辺地区、高槻市の成合南地区、茨木市の府道大阪高槻京都線沿道地区、府道茨木寝屋川線沿道地区を保留区域としてその位置を示しています。

東部大阪都市計画区域においては、枚方市の長尾荒阪地区、第二京阪道路沿道地区、八尾市の大阪外環状線沿道地区を保留区域としてその位置を示しています。

南部大阪都市計画区域については、松原市の府道大堀堺線沿道地区、国道309号沿道地区、大阪中央環状線沿道地区、富田林市の大阪外環状線沿道地区、河内長野市の南花台地区、堺市の府道大阪狭山線沿道地区、高石市の取石地区、岸和田市の阪南2区、泉佐野市・田尻町・泉南市の関西国際空港2期島、岬町の深日漁港を保留区域として、その位置を示しています。以上が、本マスタープランの概要です。

これらの案について、関係市町村に意見照会及び協議を行ったところ、箕面市より、区域区分の決定に関する方針において、住宅系土地利用を誘導する市街化区域への編入の場合、「市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置付けられた鉄道駅等への徒歩圏の区域」と記載されているが、市町村マスタープランに鉄道駅が記載されてい

れば、「自動的に」その周辺は市街化区域への編入をするよう誤解が生じるため、「市町村マスタープラン等に位置付けられた地域の生活拠点への徒歩圏の区域」と変更されたいとの意見がありました。

大阪府の見解としては、鉄道駅という表現は、生活拠点の例示であり、市街化区域への編入は、市町村マスタープランとの整合を図り進めていくものであって、例えば、市町村が農地等で保全する位置付けがある区域を「自動的に」市街化区域へ編入することは考えておりません。このため、現在の「区域区分の決定に関する方針」で、市町村のまちづくりに、特に支障がないものと考えております。その他の市町村からは意見はありませんでした。

次に、これらの案について、平成27年6月8日から6月22日まで都市計画の案を縦覧し、公述の申出を募集しましたところ、6月30日に開催しました公聴会にて、北部大阪都市計画区域マスタープランについて、1名の公述が、南部大阪都市計画区域マスタープランについて、1名の公述がありました。さらに、11月10日から11月24日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、北部大阪都市計画区域マスタープランについて、16名から15通の意見書が提出されました。なお、東部大阪と南部大阪の都市計画区域マスタープランについての意見書の提出はありませんでした。

「北部大阪都市計画区域マスタープラン」についての公述及び意見書の要旨を説明します。公述及び意見書の要旨は、資料6-1及び資料7に記載しておりますが、公述及び意見書の内容はほぼ同じ内容であり、JR島本駅西周辺地区の保留区域の設定に関するものです。

まず、JR島本駅西周辺地区の状況と保留区域の設定についてご説明いたします。JR島本駅西周辺地区は、名神高速道路、阪急の水無瀬駅や国道171号の間に位置するJR島本駅の西側の地区です。市街化区域の状況ですが、JR島本駅から水無瀬駅、国道171号にかけて、またJR島本駅から名神高速道路にかけては、一部市街化区域になっております。JR島本駅の西側は、市街化調整区域となっており、農地が存在しています。

保留区域の設定についてご説明をいたします。先程もご説明させていただきましたとおり、保留区域とは、一斉見直しの時点では、市街化区域への編入条件を満たしていない区域のうち、目標年次までに、事業の実施が見込まれる地区の概ねの位置を保留区域として設定しております。なお、保留区域として設定されていたとしても、自動的に市街化区域へ編入されるのではなく、保留設定された区域の市街化区域への編入にあたっては、改めて市町村等と協議のうえ、一斉線引き見直しと同様の都市計画法の手続きを進めることとなります。

公述の主な内容としては次のとおりであります。JR島本駅西側の市街化区域にすべき区域は、駅から100メートル程に留め、ほかは農地として保全すべきである。そうでなければ保留区域として認めるべきではない。またそのほか、開発により失われる水田の防災機能の補完、開発に伴う交通量増による道路の新設により、大きなコストがかかる。都市機能の集積は、水無瀬駅もしくは、水無瀬駅と島本駅間の地域であるべき。居住

地として島本町を選んでもらうには、都市にはない魅力である田園風景を残すべき。鉄道駅からの徒歩圏を、市街化区域へ編入すると、島本町の平野に農地を残すことができなくなる。という公述がありました。

これらに対する大阪府の見解は、北部大阪都市計画区域マスタープランの案において、保留区域は、おおよその位置を示しているものであり、市街化として開発する範囲を示したものではありません。保留区域を市街化区域へ編入する際は、北部大阪都市計画区域マスタープランに基づき、島本町と協議・調整の上、都市計画法の手続きを進めます。

次に意見書についてですが、すべての意見書に共通した内容としては、**JR** 島本駅西周辺地区の保留区域の設定について反対する。**JR** 島本駅西周辺地区の区域の縮小を求める、という意見でございます。具体的には、開発するとしても最小限の駅前広場と駅に隣接するエリアに留めるべき、都市機能は島本駅東側、水無瀬駅までの間に集中すべき、社会情勢の変化、特に工事費等の高騰を考えると、目標年次までに事業が実施できない可能性は高い、また開発に伴い、調整池や道路設置のための大きなコストが見込まれる中、町財政の見通しもなく事業を行うことは避けるべき、環境は土地所有者だけでなく、周辺に住む住民の問題であり、お互いが納得できる案が出るまで、保留区域とすべきではない、当該区域は大阪府が指定した農空間保全地域であり、農空間の保全、田園風景の保全、スプロール化を防ぐ観点からも本地域を市街化調整区域として保全していくことが重要である。開発がもたらす防災・交通・環境・農業・景観・教育・保育・財政問題が島本町で十分議論されていない。公述意見に対する大阪府の回答からは指導性が感じられない。**JR** 島本駅西周辺地区と同様に、府道茨木寝屋川線沿道地区、府道大阪高槻京都線沿道地区、成合南地区についても市街化調整区域として保全され、保留区域とならないことを望む、という意見でございます。

これらに対する大阪府の見解は、都市計画区域マスタープランにおいて、市街化区域への編入条件を満たしていない区域のうち、目標年次までに事業の実施が見込まれる地区の概ねの位置を保留地区として設定しています。当該地区は、現時点では、土地区画整理事業等の内容及び実施が未確定であるため、今回、市街化区域への編入は行いませんが、島本町の都市計画マスタープランに位置付けられている、地権者により準備組合が設立されている、鉄道駅の徒歩圏である、土地区画整理事業等に向けた検討がされている、ということから、保留区域に設定いたします。今後、市街化区域へ編入する区域や面積、土地利用計画等の具体的な内容について、島本町と協議・調整を行い、計画的な開発事業が実施されることが確実となった時点で、市街化区域への編入手続きを進めます。

また、府道茨木寝屋川線沿道地区、府道大阪高槻京都線沿道地区、成合南地区についても、幹線道路沿道のまちづくりを進めるため、地権者で組織されるまちづくり協議会が設立され、土地区画整理事業等に向けた検討がなされている地区であることから、保留区域に設定いたします。なお、今回の北部大阪都市計画区域マスタープランは、関係市町と十分に協議を行い、都市計画の案を作成し、作成した案については、都市計画法第16条に基づく公聴会の開催や同法17条に基づく都市計画の案の縦覧、同法18条に基づ

く関係市町への意見照会を経て、適切に作成しているものと考えています。北部大阪都市計画区域の公述及び意見の要旨、大阪府の見解は以上です。

次に「南部大阪都市計画区域マスタープラン」についての公述の要旨をご説明します。公聴会における公述の要旨につきましては、お配りしております資料6-2に記載しております。南部大阪都市計画によると、平成10年から平成20年にかけて820haもの農地が減少したとある。農業は食料供給のみならず、様々な多面的機能など、実に多大な働きをなしている。農地は一坪たりともなくしてはならない、という意見でございます。これに対する大阪府の見解は、農地保全については、現行の南部大阪都市計画区域マスタープランの第3章3-3「市街化区域の土地利用の方針」に記載しております。それらの取り組みを通じて、農空間の保全・活用に努めてまいります。説明は以上でございます。

【小林 会長】 はい、ありがとうございました。ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

【中谷 委員】 大阪府の農業会議の中谷と申します。今、北部地域また南部地域で公述意見として出ておりましたとおり、我々農業会議の立場から、農地を保全していく大きな役目があるわけでございます。この計画につきましては、各市町村の都市計画審議会等で審議をされ、今日この大阪府都市計画審議会にかかったと思っておりますが、ご意見がございましたように、農というものは、まちのなかで調和の取れた都市計画をやっていただきたいことが、まず一点あります。まちの中にみどりの空間があることが一番ふさわしい都市計画だと思っておりますし、南部地域でも意見が出ておりましたように、特に南部地域におきましては、大阪の食料基地と言っていくくらい、農業にも精一杯努力をしてくれています。しかしながら、用途変更等がございました地域におきましては、すでに沿道サービス等でコンビニができたり、大型商業施設が来るということで、農家自身も農業に対する考え方が、若干ゆれる傾向にあることは事実でございます。そういう意味から、大阪府といたしましても、都市計画の中で、農というものをまちの中に調和のとれた形で、残していただけるような考え方を示していただきたいと思っております。また、昨年4月に都市農業振興基本法が制定されました。我々も、大阪府知事や各行政の市長に色々とお願いにあがらなければならない部分がありますが、都市の皆さん方も最近になり、農というものは、まちの中に不可欠なものだという考え方を、色々な各方面で意見としていただいているところでございます。そういう意味で都市計画をされる中には、農というものを十分考えて、保全すべきところは保全して、調和のあるまちづくりをしていただきますようお願いしておきます。どうぞ一つよろしくお願い申し上げます。

【小林 会長】 ありがとうございます。ご意見として承りたいと思っております。そのほかご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、反対意見は特段ございませんので、表決に入りたいと思います。
まずこの3議案について、一括して表決を行うことにご異議ございませんでしょうか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 はい、それではご異議がないようですので、この3議案については一括して表決を行います。議第398号、399号及び400号を原案どおり承認することについてご異議ございませんでしょうか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。次にご審議いただきますのは、議第401号でございます。次の402号及び403号と相互に関連する内容がございますので、一括して幹事に説明させます。

**3 議第401号「北部大阪都市計画区域区分の変更」
議第402号「東部大阪都市計画区域区分の変更」
議第403号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について**

【幹事 高階計画推進課長】 議第401号、議第402号及び議第403号「北部大阪・東部大阪・南部大阪都市計画区域区分の変更」について、共通する部分が多いので、一括してご説明いたします。

大阪府では概ね5年ごとに、府内一斉に区域区分の見直しを実施しており、今回は第7回の一斉見直しとなります。議案の説明に先立ち、区域区分を見直す際の基本的な考え方についてご説明いたします。区域区分の変更は、先ほどご承認いただきました「都市計画区域マスタープラン」の「区域区分の決定に関する方針」及び平成25年8月策定の「第7回区域区分変更についての基本方針」に基づき変更を行うものです。今回の区域区分の変更に併せて、市町では関連する用途地域、地区計画等の都市計画の手続きを進めており、区域区分の変更と同日で告示される予定でございます。

では、議案の説明をいたします。資料1議案書（その1）の201ページから211ページ、資料4審議会資料（その2）の1ページから16ページでございます。

まず初めに議第401号「北部大阪都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。今回、区域区分の変更により、「新たに市街化区域へ編入する区域」は、茨木市の新堂地区の1地区でございます。この変更により、北部大阪の市街化区域は約2ha増加となり、市街化区域内人口は、169万3,300人となります。

「新堂地区」は、茨木市の南西部、阪急茨木市駅より東約2kmに位置し、茨木市都市計画マスタープランにおいて位置付けされています生活拠点からの徒歩圏内であり、幹線道路である府道鳥飼八丁富田線の沿道である市街化調整区域でございます。地区の北部、

南部に隣接する区域は市街化区域となっております。市街化区域への編入に併せて、用途地域は準工業地域、高度地区は第五種高度地区、準防火地域とし、地区計画を定めまします。地区計画では、既存の業務施設や共同住宅を主体とし、幹線道路沿道の交通利便性を活かした土地利用を促進する沿道エリア、低層住宅を主体とする良好な住宅地を形成する住宅エリアとしております。また、編入する区域内において緑被率 20%以上を確保します。以上のことから、交通利便性に優れた立地特性を活かした土地利用を促進するとともに、既存住宅の住環境を維持するため、市街化区域へ編入するものです。また、茨木市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年1月26日に開催されました茨木市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、議第402号「東部大阪都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。今回、区域区分の変更により、新たに市街化区域へ編入する区域は、枚方市の茄子作南地区、津田サイエンスヒルズ地区、寝屋川市と四條畷市にまたがる砂・新家地区、門真市の北島東地区の4地区でございます。この変更により、東部大阪の市街化区域は、約46haの増加となり、市街化区域内人口は、192万8,400人となります。これらの地区は、第二京阪道路沿道に位置し、第二京阪道路開通に伴い、交通利便性が向上した地区でございます。沿道の市街化調整区域では、土地利用の需要が飛躍的に高まり、また無秩序な土地利用が進むことが懸念されることから、計画的なまちづくりの推進が必要であり、今回変更する4地区につきましては、市街化区域へ編入するとともに、用途地域等の地域地区及び地区計画を併せて定め、第二京阪道路沿道のポテンシャルを活かした産業系土地利用を計画的に誘導するものでございます。

それでは、区域区分を変更する各地区についてご説明いたします。「茄子作南地区」は、枚方市の南部、第二京阪道路沿道に位置し、本地区の東側に隣接する交野市域は市街化区域であり、準工業地域が定められております。本地区では隣接する交野市と併せて一体的な土地区画整理事業により、区画道路や公園・緑地、下水道など都市基盤施設の整備を行い、用途地域を準工業地域に定め、地区計画において用途制限等を定めることにより、第二京阪道路の交通利便性を活かした物流施設等の立地を誘導します。また、編入する区域内において、緑被率 20%以上を確保します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものでございます。

次に「津田サイエンスヒルズ地区」は、枚方市の東部、生駒山系北端部の裾野に広がる丘陵地に位置し、枚方市都市計画マスタープランにおいて、製造業や研究開発機能などの工業集積ゾーンに位置付けられています。本地区では、既に隣接する市街化区域と併せて津田サイエンスヒルズ地区地区計画を決定しており、今回、市街化区域へ編入する区域の用途地域を準工業地域に定め、工業集積ゾーンにふさわしいまち並みを創出し、地域産業の活性化を図ることとしております。また、編入する区域内において緑被率 20%以上を確保します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域を編入するものでございます。また、枚方市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年1月21日に開催されました枚方市都市計画審議会において

承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、「砂・新家地区」は、寝屋川市の南部、四條畷市の西部に位置し、第二京阪道路及び国道170号の交差点周辺にあることから、交通条件に恵まれた地区となっております。今回、市街化区域へ編入する区域の中央には、大規模集客施設が立地し、南側には水みらいセンター、西側には南寝屋川公園が整備されており、これらの既成市街地と周辺地を一体的に活用し、第二京阪道路と国道170号の交通利便性を生かした土地利用を図ります。地区の中央を近隣商業地域、道路沿道等を準工業地域及び工業地域に定め、地区計画において用途制限等を定めることにより、幹線道路沿道の立地ポテンシャルを活かしたサービス施設や工業系施設を誘導します。また、編入する区域内において緑被率20%以上を確保します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものです。また、寝屋川市及び四條畷市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年1月19日に開催されました寝屋川市都市計画審議会、また、本年1月27日に開催されました四條畷市都市計画審議会において、それぞれ承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、「北島東地区」は、門真市の南西部、第二京阪道路沿道に位置しています。本地区は、土地区画整理事業により、区画道路や公園・緑地、下水道など都市基盤施設の整備を行い、用途地域を準工業地域に定め、地区計画において用途制限等を定めることにより、第二京阪道路の交通利便性を活かした物流施設や幹線道路沿道のサービス施設等の立地を誘導します。また、編入する区域内において緑被率20%以上を確保します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域を編入するものです。また、門真市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年2月10日に開催されました門真市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に議第403号、「南部大阪都市計画区域区分の変更」についてご説明いたします。今回、区域区分を変更する対象としておりますのは、4地区であり、「新たに市街化区域へ編入する区域」が3地区、「界線整理を行う区域」が1地区となっております。新たに市街化区域へ編入する区域といたしましては、河南町の東山地区、一須賀地区、泉佐野市の熊取駅西地区であり、界線整理を行う区域といたしましては、河内長野市の赤峰市民広場横地区となっております。

なお、南部大阪都市計画区域内にある堺市については、平成24年の地方分権改革にかかる第二次一括法の施行により、区域区分の権限が堺市に移譲されているため、大阪府が定める区域区分の変更と並行して堺市においても区域区分の変更手続きが行われております。変更する区域は、新たに市街化区域へ編入する区域が3地区、界線整理を行う地区が3地区でございますが、本年2月4日に開催されました堺市都市計画審議会において承認されております。以上の変更により、南部大阪の市街化区域は約30haの増加となり、市街化区域内人口は218万3,600人となります。

それでは、区域区分を変更する各地区についてご説明いたします。「東山地区」は、河南町北部に位置する大阪芸術大学の南西側に隣接しており、区域の大半が大阪芸術

大学の所有地となっております。また、区域周辺は市街化区域であり、住居系の用途地域が定められております。今回、市街化区域へ編入する区域では、既に開発許可を受け、公共施設の整備が完了しており、今後、既存キャンパスと一体的な教育施設の拡充が行われることから、市街化区域へ編入するものです。市街化区域への編入に併せて、用途地域は第一種住居地域、高度地区は第三種高度地区とし、地区計画を定めます。地区計画により、大学が所有している区域を文教地区とし、用途制限等により大学機能と環境の保全を図ることとしており、その他の区域を居住地区として、用途制限等により居住環境の向上を図ることとしております。また、編入する区域内において緑被率 20%以上を確保します。

次に「一須賀地区」は、同じく河南町北部に位置する市街化調整区域であり、北側と東側で市街化区域に隣接しており、第一種住居地域の用途が定められております。市街化区域への編入に併せて、用途地域は第一種住居地域、高度地区は第三種高度地区とし、地区計画を定めます。地区計画では用途制限により住居系用途を誘導することとしております。また、編入する区域内において緑被率 20%以上を確保します。以上のことから、良好な市街地の形成が確実なため、市街化区域へ編入するものです。また、河南町が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年 1 月 21 日に開催されました河南町都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に「赤峰市民広場横地区」は、河内長野市北部に位置しております。今回、都市計画道路の整備に伴い、道路形状に変更が生じたために区域区分の境界を変更するものです。また、河内長野市が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年 1 月 22 日に開催されました河内長野市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

次に、「熊取駅西地区」は泉佐野市東部の JR 阪和線「熊取駅」西側に位置する市街化調整区域であり、地区の東側に隣接する熊取町は市街化区域となっております。今回、泉佐野市と熊取町が駅前広場などの都市計画施設の整備と併せて、駅前のポテンシャルを生かした一体的なまちづくりが行われることが確実となったため、市街化区域へ編入するものです。泉佐野市域においては市街化区域への編入に併せて用途地域と地区計画を定めます。用途地域は近隣商業地域、第一種住居地域、準工業地域をそれぞれ定め、地区計画では A 地区は商業業務系機能や居住機能の形成誘導を図る地区、B 地区は既存住宅を中心とした緑豊かで良好な住環境の形成誘導を図る地区、C 地区は既存業務機能の保全及び産業施設の誘導を図る地区としております。また、編入する区域内の緑被率 20%以上を確保します。さらに、熊取町域の市街化区域においては、泉佐野市とともに駅前に商業・業務機能を誘導するため、用途地域を第一種住居地域から近隣商業地域に変更して、地区計画を定める都市計画の手続きが行われます。以上のことから、計画的なまちづくりが確実に進むため、市街化区域へ編入するものです。また、泉佐野市及び熊取町が決定する区域区分の変更に関連する都市計画につきましては、本年 1 月 28 日に開催されました泉佐野市都市計画審議会、昨年 12 月 18 日に開催されました熊取町

都市計画審議会において、それぞれ承認されており、区域区分の変更と併せて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成にあたり、平成27年6月8日から6月22日までの2週間、都市計画の案を縦覧し、公述の申し出を募集しましたところ、6月30日に開催されました公聴会にて、北部大阪都市計画区域区分の変更について1名の公述がありました。また、平成27年11月10日から11月24日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

北部大阪都市計画区域区分の変更について、公述の要旨を説明いたします。公述の要旨は、資料6-3に記載しております。公述の主な内容といたしまして、現状は、住居系の用途地域があつている。茨木市の計画では、用途地域が準工業地域、また高度地区が第五種高度地区の案になっており、危険性がややあるような工場が建てば、排気、騒音、車両の出入り、また日陰や目線の問題などもあるため、快適な住環境を害する。茨木市が住民説明会で説明した内容と、後日大阪府に確認した内容に食い違いがあり、大阪府と茨木市の協議が不十分なまま計画案が進んでおり、茨木市の計画の進め方が適切かどうか、大阪府の見解を聞きたい。危険性のある工場が建たないような都市計画を強く要望する、というものでございます。

これらに対する大阪府の考え方は次のとおりでございます。北部大阪都市計画区域区分の変更については、北部大阪都市計画区域の整備・開発及び保全の方針に基づき、茨木市とは十分に協議を行ったうえで原案を作成しております。今回、大阪府決定である北部大阪都市計画区域区分の変更と併せて、茨木市においては大阪府と協議の上、茨木市決定である用途地域や高度地区等の都市計画の案を策定されており、大阪府としては、これらの案は茨木市において、市のまちづくりの方針等に基づき、適切に検討されたものと考えております。なお当該地は、茨木市の都市計画手続きにおいて、幹線道路である府道鳥飼八丁富田線の沿道にふさわしい業務系の土地利用の誘導を図るとともに、現在の土地利用状況を踏まえ、準工業地域及び第五種高度地区の指定が予定されていますが、併せて地区計画を指定し、既存住宅の住環境の維持を図る予定でございます。さらには、茨木市から事業者に対し、府道沿道の土地利用の際には、周辺環境に配慮した計画となるよう指導すると聞いております。大阪府の見解は以上です。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。意見がございませんようですので、表決に入りたいと思います。まず、この3議案について、一括して表決を行うことに関してご異議ございませんでしょうか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ありがとうございます。それではご異議がないようですので、

3議案については一括して表決を行います。議第401号、402号、403号を原案どおり承認することについてご異議ございませんか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ご意義がないようですので、原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは、議第404号でございます。その内容について幹事に説明させます。

4 議第404号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 議第404号「南部大阪都市計画道路の変更」についてご説明いたします。資料1議案書（その1）の213ページから215ページ、資料4審議会資料（その2）の17ページから20ページをご覧ください。

本案件は、岸和田市域における都市計画道路岸和田土生郷修斉線について、一部区間の幅員及び区域の変更並びに名称・延長及び車線数の変更を行うものでございます。

本路線は府道大阪臨海線から国道170号までの延長約6,770m、幅員20m、2車線で計画され、このうち府道大阪臨海線から土生交番前交差点までの区間については、府道岸和田港塔原線と重複し、土生交番前交差点から国道170号までの一部区間は、市道と重複していますが、大半は現道のない未整備区間となっております。本路線の都市計画道路大阪岸和田南海線から土生交番前交差点までの延長約270m区間については、車道2車線の両側に歩行者空間がなく、自転車・歩行者の安全性が確保されていない状態にあります。このため、JR阪和線東岸和田駅周辺の高架化に伴う当該区間の現道拡幅の事業化に向けて、計画内容を見直した結果、道路構造については、道路構造令により交通処理上必要な車道2車線と両側に3mの自転車歩行者道を確保することを基本に、交差点部については右折レーンを設置することとしております。これにより、幅員20mから23mを16mに変更するものであります。

また、土生交番前交差点については、交差点形状を再検討した結果、一部区域の変更を行うものであります。

次に、土生交番前交差点から国道170号までの延長約4,000mの区間については、並行する府道岸和田港塔原線で将来交通量を処理することが可能であるため、海山方向の広域的な交通処理機能の必要性は低いものと評価し、廃止とする案で手続きを進めてまいりました。

具体的には本案で岸和田市とともに、平成27年8月に地元説明会を開催し、その後、公聴会での公述人の募集、さらに平成27年10月5日から10月19日までの2週間、都市計画法第17条に基づく、案の縦覧を行いました。その後、岸和田市長より都市計画法第18条に基づく意見照会の回答がございました。その内容は、「今般、貴府における都市計画道路岸和田土生郷修斉線の都市計画変更に際し、沿道地元町会連合会からの強

い要望を受け、都市計画変更内容の再考をお願い申し上げます。具体的には、計画幅員を変更のうえ、道路整備を実施される区間については異存ありませんが、廃止予定区間については、都市計画変更手続きを保留のうえ、計画を存置する旨として、計画変更区間と区分ができるよう2路線に分割する都市計画変更手続きをお願い申し上げます。なお、廃止予定区間の存置に伴う都市計画道路の変更案については、本市において責任を持って地元関係者へ周知対応いたします。」という回答でございました。

この回答を受け大阪府としては、当該区間を廃止として手続きを進めてきたところですが、岸和田市において、沿道のまちづくりに深く関わる本路線のあり方について検討いただくため、当該区間の都市計画手続きを一旦、保留し、別の路線として分割のうえ、土生郷修斉線に名称変更するものでございます。今後は岸和田市において、本路線の都市計画について対応していただくこととしております。

以上により、都市計画道路岸和田土生郷修斉線については、都市計画道路大阪岸和田南海線から土生交番前交差点までの延長約270m区間については、幅員20mから23mを16mに変更し、土生交番前交差点の一部区域の変更を行うとともに、府道大阪臨海線から土生交番前交差点までの延長約2,770m区間の名称を、岸和田土生郷線に改めるものであります。なお、車線数は今回変更する約270m区間が2車線で、それ以外の区間は4車線であります。

また、土生交番前交差点から国道170号までの延長約4,000m区間については、土生郷修斉線として名称を改め、今後岸和田市において、都市計画の対応を行うこととしております。

この案について、改めて平成27年12月7日から12月21日までの2週間、都市計画法第17条に基づく、案の縦覧を行いましたところ、計61名、52通の意見書が提出されました。意見書の要旨につきましては、お配りしております資料8に記載しております。今回、52通の意見書が提出されましたが、このうち51通は統一の様式で、今回、土生交番前交差点から国道170号までの区間について、廃止手続きを保留する案に対して反対する意見書が54名、45通。廃止手続きを保留する案に対して賛成する意見書が7名、7通でございました。

意見書の要旨については、まず、廃止の手続きを保留する案に対して、反対する意見書の主な内容は4点でございます。1点目は岸和田市長が大阪府へ要望したことで、廃止手続きを一旦、保留することになったとの説明を岸和田市より受けた。地元の意見で、僅か4ヶ月の間に重大な事項が廃止から保留へ変更された事実に対して、不満と不信感を抱く。地元として住民の意見を広くとりまとめているとは思えない。住民の意見を収集せずに、廃止の手続きを保留に変更したことに納得できない。廃止手続きを続行すべきである。

2点目は、現道の市道流木水源池線は渋滞しておらず、新たに道路を作らなくても、この道路を利用、拡幅、再生して生かすべき。需要が少ない山手側に延ばしたり、国道170号に接続しても無意味である。道路の必要性に疑問を感じる。

3点目は、緑の多い静寂な住宅街であり、計画道路ができたら車の通行が増え、交通

安全上の危険、町の分断、騒音などの問題が発生し、住環境が悪化する。また、葛城山のブナ林など、自然へのダメージや山側の風景を壊し、環境破壊となる。地球温暖化防止のためにも山側の耕作地をアスファルト化しないほしい。

最後に、少子高齢化の中、道路に税金を使わず、福祉、医療、教育などのために税金を使ってほしい。市が投資するなら、経済的効果の予測を市民に説明してほしい。というものでございます。

次に、廃止手続きを保留する案に対して、賛成する意見としましては、国道170号までの道路は重要な道路であり、「渋滞を解消し車両交通を円滑にする」「通学路の安全確保」「都市防災性の向上」「道路ネットワークの確保」「土地資産の向上」のメリットがある。また、この町は将来整備がなされるであろう都市計画道路を含み作られ、そのことを理解して居を構えた。道路ができればこの町の利便性が増し、より良い暮らしができる。というものでございます。

これらの意見に対する大阪府の見解は、本区間の都市計画変更については、現道の府道岸和田港塔原線で将来交通量を処理することが可能であり、広域交通処理機能の必要性は低いことから、廃止手続きを進めておりました。しかしながら、都市計画法第18条に基づく、意見照会に対し、岸和田市長より都市計画手続きを保留するよう要望する回答があったことから、沿道のまちづくりに深く関わる本路線のあり方を、岸和田市において検討していただくため、今回都市計画変更手続きを一旦、保留するものです。なお、今後、本区間の都市計画手続きにつきましては、今回、提出のあった意見を含め、岸和田市が地元の意見を聞きながら、まちづくりと密接に関係する地域の路線として、岸和田市が決定主体となり、都市計画の対応を進めることとなります。

次に、大阪岸和田南海線から土生交番前交差点までの区間に関する意見としては、現状でも幅員が狭く危険なため、できるだけ早急に拡幅すべき、というものでございます。この意見に対する大阪府の見解は、本区間については、今回、道路拡幅事業の実施にあたり、歩行者等の安全確保や土生交番前交差点における渋滞対策として、自転車・歩行者道と右折車線を設けた上で、道路幅員を16mに変更するものです。説明は以上です。

【小林 会長】 ただ今幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんか。はい、根来委員お願いします。

【根来 委員】 岸和田市の副市長の根来でございます。平素は本市都市計画行政にご指導・ご支援賜りまして誠にありがとうございます。本来でしたら、私どもの市長であります信貴が本日の審議会に出席し、岸和田市の方針や考えを委員の皆様方にご説明申し上げるところでございますが、どうしても外せない公務と重なっておりますので、出席できず大変申し訳ございません。信貴より、本日の審議会をやむを得ず欠席することを委員の皆様方にお詫び申し上げるとともに、岸和田市の方針といたしまして、私の思いを委員の皆様方にしっかりと説明してくるよう指示を受けております。至らぬ点もあろうかと存じますが、よろしく申し上げます。

まず先ほど、大阪府より説明がありました当初の本路線を廃止する案につきましては、広域幹線道路としての機能について、その必要性は低いと岸和田市としても理解のうえ、大阪府とともに、地元説明会や案の縦覧等の手続きを進めてまいりましたが、廃止区間の沿道5小学校区のすべての連合町会より、存続要望が岸和田市に提出されましたことから、将来の沿道のまちづくりに深く関わる本路線のあり方につきまして、地元と協議を重ねたうえで、岸和田市として方針を決定する必要があると考え、都市計画法第18条に基づく大阪府への回答におきまして、都市計画変更手続きを保留のうえ、2路線に分割するようお願いしたものでございます。

今回、多くの意見書の提出があった町の方々に対しましては、岸和田市が昨年12月19日と本年1月11日の計2回、個別に説明会を開催しました。それぞれ約70名と40名の方々のご参加をいただき、保留に対する理解をいただくよう説明を行ったところでございます。

さらに今後の進め方といたしましては、まずは本審議会において、ご承認いただきましたら、早々にすべての沿道地域の方々への報告を兼ねて、ヒアリングに着手してまいりたいと思っております。その中で、地域ごとの様々な課題や現状を把握し、山手のまちづくりにおける交通ネットワークと本路線の都市計画の修正案について検討してまいりたいと考えてございます。

具体的には、都市計画道路の区間ごとの取り扱いや現道の機能確保などの取りまとめを行い、遅くとも、今後予定している泉州山手線や大阪岸和田南海線などの岸和田市域全体の都市計画道路の見直しと合わせて、本路線の検討を進め、都市計画手続きを行ってまいりたいと考えております。

最後になりましたけれども、今後、岸和田市といたしましては、今回の都市計画手続きにおいて、いただいた様々な意見や沿道地域の皆様の意見を踏まえまして、本路線の都市計画の決定権者として、本路線の都市計画のあり方について、地域の実情を考慮しながら責任を持って対応してまいりたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

【小林 会長】 このほかに、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

【杉本 委員】 先ほどの話と重複するところがあり、大阪府の担当者に聞きたいのですが、これは27年8月9日、10日に地元説明会をされたとのことですが、これまでは岸和田市さんと協議されてきたということでしょうか。

【幹事 高階計画推進課長】 はい、そのとおりでございます。

【小林 会長】 よろしゅうございますか。その他よろしいですか。それでは反対意見がございませんので、表決に入りたいと思います。議第404号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決します。次にご審議いただきますのは、議第405号でございます。その内容について幹事に説明させます。

5 議第405号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 議第405号「南部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。資料1議案書（その1）の217ページから219ページ、資料4審議会資料（その2）の21ページから23ページをご覧ください。

本案件は、泉佐野市域における都市計画道路泉佐野土丸線について、一部区間の幅員及び線形の変更を行うものでございます。

本路線は、府道大阪臨海線から府道日根野羽倉崎線までの延長約5,760m、幅員12m、2車線で計画され、このうち、府道泉佐野岩出線から府道日根野羽倉崎線までの区間については、府道土丸栄線として整備されております。本路線の都市計画道路みなとりんくう線から府道泉佐野岩出線までの延長約530m区間については未整備で、幅員2mから4mの狭小な市道があり、その沿道には木造建築物が建ち並んでいる状況にあります。そのため、当該区間が整備されると、泉佐野市域の海山方向の交通ネットワークが形成されるとともに、周辺地域の延焼遮断帯や避難路としての防災機能の強化に加え、地域の活性化が図られるものと期待されております。

今回、当該区間の事業化にあたり、計画内容を見直した結果、道路構造については、道路構造令により交通処理上必要な車道2車線とその両側に幅員3.5mの自転車歩行者道と植樹帯を確保することを基本に、交差点部については、右折レーンを設置することとしております。これにより、幅員22mを17mに変更するものであります。また、府道泉佐野岩出線から海側の約200m区間については、上善寺の敷地内を通過する計画となっておりますが、その本堂はじめ建物6棟が、平成20年に国の登録有形文化財に登録され、泉佐野市としては、今後、上善寺を地域の歴史的建造物として現在の位置で保存しながら、まちづくりを推進し、地域の活性化につなげていきたいと考えていることから、泉佐野市が本都市計画道路に影響する地権者約90名全員に個別説明し、寺を迂回する線形に変更するものであります。

以上により、都市計画道路泉佐野土丸線の都市計画道路みなとりんくう線から府道泉佐野岩出線までの区間については、幅員22mを17mに変更するとともに、一部区間の線形を変更するものであります。

この案件について昨年9月に地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条に基づく案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。ご意見がございませんので、表決に入ります。議第405号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案通り可決します。次にご審議いただきますのは、議第406号でございます。その内容について、幹事に説明をさせます。

6 議第406号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高階計画推進課長】 議第406号「南部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。資料1議案書（その1）の221ページから223ページ。資料4審議会資料（その2）の25ページから27ページをご覧ください。

本案件は、熊取町域における都市計画道路大阪岸和田南海線について、交差構造及び幅員並びに一部区間の区域の変更を行うものでございます。

本路線は、泉州地域の南北方向の広域幹線道路の一部として、延長約1,960m、幅員22m、4車線で計画され、泉佐野市界から府道泉佐野打田線までの区間については、現道の拡幅事業が行われており、府道泉佐野打田線から北側の区間については、現道のない未整備区間となっております。

今回、都市計画道路大阪外環状線から府道泉佐野打田線までの延長約600m区間の事業化に向けて、計画内容を見直した結果、都市計画道路大阪外環状線と交差する交差構造については、平面交差で交通処理が可能であるため、立体交差から平面交差に変更するものであります。また、道路構造については、道路構造令により、交通処理上必要な車道4車線に、中央分離帯と両側に3mの自転車歩行者道を確保することを基本に、交差点部については、右折レーンを設置することとしております。これにより、幅員22mから47mを22mに変更するものであります。さらに、国道旧170号及び府道泉佐野打田線との交差点部については、歩行者の安全性を確保するため、一部区域の変更を行うものであります。

なお、本路線の都市計画道路大阪外環状線以北については、今後、泉州地域全体の南北方向の広域道路ネットワークの見直し検証が必要で、幅員や車線数などの計画内容だけでなく、都市計画の必要性についても検討が必要であり、今後、変更内容がまとまり次第、都市計画の手続きを行うこととしております。

以上により、都市計画道路大阪岸和田南海線については、都市計画道路大阪外環状線との交差構造を立体交差から平面交差に、都市計画道路大阪外環状線以南の延長約430m区間の幅員22mから47mを22mに変更し、府道泉佐野打田線及び国道旧170号との交差点部において、一部区域の変更をするものであります。

この案件について、昨年10月に地元説明会を開催し、変更内容について説明を行い

ました。また公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条に基づく、案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見ご質問はございませんでしょうか。それでは表決に入りたいと思います。議第406号を原案どおり承認することについて、ご異議ございませんか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 ご異議がないようですので、原案どおり可決します。次に議第407号「大阪府における都市計画のあり方について」でございます。本議案は、平成26年度第1回審議会におきまして、知事から諮問を受けました「大阪府における都市計画のあり方」の答申案でございます。本件につきましては、常務委員会を設置して検討を行ってまいりました。それでは答申案の内容について常務委員会事務局に説明をさせます。

7 議第407号「大阪府における都市計画のあり方（答申案）」について

【幹事 高階計画推進課長】 それでは「大阪府における都市計画のあり方（答申案）」についてご説明いたします。資料2議案書（その2）及び資料5 審議会資料（その3）でございます。本案件は、平成26年8月1日に開催されました第1回大阪府都市計画審議会において、大阪府知事より本審議会に諮問させていただいた事項でございます。

諮問の趣旨といたしましては、人口減少・超高齢社会の進展、国際的な都市間競争の激化など、社会情勢が大きく変化しており、都市政策のあり方を今一度見直すべき時期に来ております。また、国際競争に打ち勝つ強い大阪の創造、都市の防災性の向上などの課題に取り組み、既存ストックを効果的に活用した都市の再構築や広域インフラの整備とあわせた計画的な土地利用の誘導などを進めるため、都市づくりに係わる多様な主体の参画を基本とした都市マネジメントの仕組みを整えていくことが求められております。そこで、大阪府の都市政策を進めるにあたりまして、これらの社会情勢の変化や課題を踏まえ、「大阪府における都市計画のあり方はいかにあるべきか」を諮問させていただきました。本審議会のもとに設置されました常務委員会を計6回開催し、本審議会への2回の中間報告を行いながらご議論をいただきました。昨年7月に開催されました第1回都市計画審議会において報告させていただいた内容と重複するところもございりますが、答申案の内容についてご説明させていただきます。

答申案の構成は、まず、「大阪の現状と課題」として、「近年の都市を取り巻く社会状況の変化」と「大阪の強み」や「大阪の弱み」を分析し、それらを踏まえた「大阪の都市づくりの基本目標」を定めました。この「基本目標」を実現するために、「大阪の都市構造上の特徴」を踏まえた上で、「今後の都市づくりの基本的な考え方」を示し、さ

らに、「大阪の都市づくりの方向性」を定めました。それぞれの項目について、順にご説明いたします。

まず、「大阪の現状と課題」では、「都市を取り巻く社会状況の変化」としまして、日本全体の人口減少と世界人口の急増、家族形態の多様化とライフスタイルの変化、市町村への権限移譲などがございます。次に、「大阪の強みあるいは長所」としまして、関空や阪神港等の世界標準のインフラが一定整備されていること、環境・新エネルギー産業や健康・医療研究機関の集積、豊富な歴史・文化等の観光資源を有していること、などを挙げております。また、「弱みあるいは短所」としまして、世界の大都市に比べ、環状道路の整備が遅れていること、企業本社及び工場の流出やこれらの原因でもある産業用地の不足、自然災害に対する脆弱性、都市におけるみどり不足、などを挙げております。これらの現状や課題を踏まえ、「大阪の都市づくりの基本目標」としまして、国際的なビジネス環境を備えた都市の形成と国内外の人を呼び込む都市魅力の創造による「国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成」、産業・暮らしを支える都市環境の整備と安全・安心を確保する都市づくりの推進による「安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現」既成市街地の再生と活性化、地域資源を活かした質の高い都市づくりの推進による「多様な魅力と風格のある大阪の創造」の三つを掲げております。

これまでの都市づくりを継承しつつ、これらの基本目標を実現し、都市の成熟化に対応した、大阪にふさわしい都市づくりを推進するためには、大阪の都市構造上の特徴を把握し、これを踏まえた都市づくりの方向性を示していくことが必要でございます。

まず、大阪の都市構造上の特徴についてご説明いたします。自然環境としましては、北摂・金剛生駒・和泉葛城の山系に都心から概ね 30km で到達し、その内側に自然豊かな淀川・大和川を有しております。府域のほぼ全域が都市計画区域でございまして、また、市街化区域のほぼ全域が人口集中地区となっており、都心から概ね 40km 圏のエリアに人口が集中する高密度でコンパクトな都市構造となっております。交通ネットワークにつきましては、都心から放射状に鉄道や広域幹線道路が整備されておまして、都心部だけでなく、鉄道沿線等に市街地が行政界を超えて連担し、多様な都市機能を享受できる都市圏を形成しております。パーソントリップ調査によりますと、8割の市町村におきまして、大阪市への通勤割合が 20%を超え、また、休日自由トリップの域外トリップが 40%を超えており、これは、大阪都心を中心として隣接府県の一部を含む一体の圏域が形成され、また、複数の市町村からなる圏域が、重なりながら切れ目なく連担していることを表しております。

このような都市構造上の特徴を踏まえ、先ほどご説明した三つの基本目標を実現するための「今後の都市づくりの基本的な考え方」としまして、広域的な都市圏を想定した、より質の高い都市づくり、これまでの都市づくりで蓄積された多様な都市機能やサービスを活かす“都市の成熟化に対応した都市づくり”をめざすことが必要と考えております。そのため、駅等の拠点を中心とした圏域に都市機能を集積させる都市づくりだけでなく、生活者の多様なニーズに応じた都市機能を整え、アクセス性を向上させることで、都市圏としての魅力を高めていく都市づくりへ転換する必要があります。その実現のた

めには、民間の取り組みを活かしながら、大阪都市圏の都市構造、高次都市機能ネットワーク型の都市構造、広域生活圏の都市構造の三層の都市構造を意識したネットワーク性の高い都市づくりを進めることが必要と考えております。

これら三層の都市構造につきましてご説明いたします。一つ目の「大阪都市圏の都市構造」は、大阪都心を中心とし、鉄道や広域幹線道路により府県を超えてネットワークされた広域の都市構造でございまして、大阪都市圏の成長を支える空港やターミナル駅等へのアクセス性を高め、国家戦略特区等の成長戦略や防災・観光等の府県間連携の施策の推進に寄与します。

二つ目の「高次都市機能ネットワーク型都市構造」は、都心や地域特性を活かした多様で高次の都市機能が、鉄道や道路によりネットワークされた都市構造でございまして、特定機能病院や博物館等の大規模な文化施設などの高次の都市機能へのアクセス性を高めることで、多様で豊かなより質の高い都市生活を実現する都市づくりを進めます。

三つ目の「広域生活圏の都市構造」は、商業・医療・文化・教育等の中核市レベルの都市機能に鉄道やバス等の公共交通によりアクセス可能な都市構造でございまして、総合病院や中央図書館等の都市機能を確保するとともに、バス等の公共交通の充実等により、生活に身近なところで一定の都市機能を享受しながら、より安全・安心に暮らせる都市づくりを進めます。

「都市づくりの基本目標」の実現に向けましては、これら三層の都市構造それぞれに応じ、「都市基盤」、「立地特性」、「安全・安心」、「都市の魅力」の観点から、ネットワークをより重視した、「大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化」、多様な主体と連携し、施設や空間、自然環境等を維持・管理・運営する、「都市マネジメントの推進」が重要であり、これら二つを「大阪の都市づくりの方向性」として掲げております。具体的には、「大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化」といたしまして、公共交通ストックを活かした関空・新大阪駅へのアクセス性の向上と、周辺都市や府内における地域間の連携・強化を図ります。また、環状道路の整備等により、物流ネットワークを強化していきます。

「立地特性、土地利用状況を踏まえた都市づくり」といたしまして、都心部やベイエリア等の立地特性を活かした都市づくりとネットワークの強化を進める必要があります。また幹線道路等のポテンシャルを活かした産業立地の誘導や都市機能の充実を図ります。あわせて、既成市街地の再生や集落機能を維持・活性化する計画的な土地利用の誘導を行い、自然環境を活用したにぎわいの創出や都市圏の魅力向上を図ります。

次に「都市活動を支える安全・安心の都市の構築」といたしまして、建築物の耐震化、都市の不燃化の促進、密集市街地の解消等により、都市の防災性を向上させるとともに、減災の考え方にに基づき、災害リスクを考慮した計画的な土地利用の誘導等を進める必要があります。さらに、大規模災害時の応援・受援を支える府県間道路の整備・促進や迅速かつ円滑な復興のための事前復興対策の推進等が重要となります。

「魅力と風格のある都市空間の創造」といたしまして、近隣府県の豊富な観光資源と連携した都市圏の魅力向上が重要であり、あわせて自然や豊富な歴史・文化資源を活か

し、多様な魅力を備えた都市空間を創造していく必要があります。また、エネルギーの面的利用等により、環境負荷が小さく災害に強い都市を構築することで、都市としての風格を高めていく必要があります。

さらに、「都市マネジメントの推進」につきましては、大阪都市圏を見据えた都市づくりの推進として、防災・観光等における近隣府県等の連携強化や医療・産業等の分野の多様な主体と連携する仕組みづくりが重要となります。広域的な都市づくりの推進と市町村支援の強化として、複数市町村に共通する課題に対する広域調整や市町村の支援が必要であり、広域的な都市づくりの方針の策定等を通じて、調整や支援を進めていくことが重要となります。エリアマネジメントの推進として、既存ストックや公的不動産を活用し、新たな魅力を付加していく必要があります。民間組織が公共空間の維持・管理・運営を継続的に取り組むための仕組みづくりや市街地と自然環境を一体的に維持・管理する仕組みづくり等が重要となります。説明は以上でございます。

【小林 会長】 ただ今の説明に対して、常務委員会委員の皆様から、補足説明等がございましたら、よろしくお願ひします。嘉名委員いかがですか。

【嘉名 委員】 常務委員会に参加させていただいておりました大阪市立大学嘉名でございます。これまでもご報告をさせていただいたので内容に大きな変化はございませんが、資料2議案書(その2)の27ページ「終わりに」にありますとおり、この答申について、常務委員会で議論したことを申し上げます。コンパクトシティ・プラス・ネットワークということで、都市圏のあり方、あるいは都市計画のあり方については、国でも方向性が一定出てきているということで、府下の市町村の中でも、既に立地適正化計画に取り組まれている市町村もあるところです。一定、方向性は出てきているのですが、やはり大阪いう都市圏固有の特性を踏まえた独自の方向性を、もう少し明確にしておく必要があることを議論してきました。大阪の都市圏の特徴については、事務局から説明がありましたが、そもそも非常にコンパクトにできているということで、よく言われるコンパクトシティ・プラス・ネットワークという地方都市型の課題とは少し違うだろうということです。そのあたりを認識しながら、大阪の都市圏、よりよい都市圏として、あるいは、選択多様性のあるより豊かな都市圏として、成熟させていく方向性が描けるのではないかと、この答申に盛り込ませていただいたところが大きな特徴だと思っております。この答申では、三層という構造をご呈示させていただいておりますが、都市圏全体の構造、高次都市機能型、広域生活圏ということで、これは概ね中核市レベルで、中核市のところでは、だいたい三層構造ぐらいのイメージでよいのですが、それより小さい市町村さんもあり、そうすると、そこに市町村のまちづくりも入ってきて、三層ないしは四層ぐらいの構造で、非常に豊かな都市圏を形成していこうというのが、考え方の基本になっていると思います。以上です。

【小林 会長】 加我委員、何かご意見ございましたらお願ひします。

【加我 委員】 私も議論に参加させていただきました大阪府立大学の加我でございます。何度もここで報告をさせていただいておりますので、今回この議論に参加できてよかったところを、お話をさせていただきます。「大阪の現状と課題」をとらえますと、「大阪の強み」として、豊富な歴史・文化等の観光資源があることと、都市と自然との近接性があることのご報告がございましたが、一方で、都市におけるみどりが不足していることでございます。今回全般にわたり、みどりだけでなく、基本的に既存ストックを活用することが全面に入っています。今までみどりですと、都市施設として確保してきた公園に加えて、従来までも言われてきた様々な川であったり、農地であったりといったみどりがあり、そういうみどりが全て府民に利用され保全されることが重要になります。これからの都市のあり方、都市計画のあり方を考えますと、最後の25ページ以降に凝縮されていますが、ハードとして、ネットワークを形成することと、ソフトとして、ネットワークを形成する。それにあたっては、マネジメントという言葉になっていますが、ハードを上手く使うことがもとめられます。それから、特にみどりですと、自然と調和した都市づくりにおいては、担い手ということで人の問題が重要になってきますので、そういったことをここに含めて、これからの都市計画をまとめられたのは非常に意義深いことです。次に、実は残された宿題が多数ございまして、人ということでいきますと、どのようにやっていくのか。今回のコンパクトシティでいきますと、高次都市機能の広域生活圏ということで、都市構造は終わっていますが、当然日常生活圏があるわけで、そこについては、市町村マスタープランの中で検討されます。今後、身近な日常生活圏も含めて、都市計画のあり方が達成できればと思っています。以上でございます。

【小林 会長】 ありがとうございます。ただ今の説明を含めて、ご意見ご質問、ございませんか。

【松本 委員】 ただ今「都市計画のあり方」を一生懸命見ていたのですが、私も千早赤阪村で、なかなか都市計画に合わない田舎でございまして、平成26年に、大阪府で初めて過疎指定を受けました。何しろ、村域の96%が市街化調整区域でございまして、私が村長をさせていただきました平成16年から今までで、78所帯の若い皆さんが、家が建てられないということで、どんどん隣接の富田林市や河内長野市や大阪狭山市へ安い建て売りを買って出て行ったわけでございます。いわゆる田舎のほうを、もう少し運用によって助けていただけるような答申案を作っただけであればありがたかったかと考えました。ぜひ、これからは大阪にもいわゆる山村があるということを委員の皆さんにも認識をしていただきたいと思います。一言申し上げさせていただきました。

【小林 会長】 貴重なご意見ありがとうございます。その他ご意見ございませんか。

【川田 委員】 大阪市の都市計画局の川田と申します。嘉名先生、加我先生のお話を聞いて非常によく分かりました。前回は意見を述べさせていただきましたが、これからの三つの都市構造の中で、「広域生活圏の都市構造」が、21 ページに書いてあり、これがその嘉名先生がおっしゃった東京や国で言われている、単なるコンパクトシティ・プラス・ネットワークではなく、大阪の少し違う生活圏が、この 21 ページの絵だと思います。そこに「広域生活圏で考える施策」として書いてあり、前回は指摘をさせていただきましたが、バスの問題やアクセスの問題、地域公的施設の最適利用などが綺麗に書いてあり、いろいろ連携相互利用をして行かないと、人口が減って、施設の稼働率が落ちて維持していくことが非常に難しくなる。それをやっつけていこうとすると、一つの自治体だけではできないため、結局、自治体と自治体をつないでプラットフォームを作りながらきっちりとやっていかないと、なかなか実現できないと思っています。そういう中で、大阪府の役割はこれから大きくなると思っています。「広域調整」や「支援」と、一言で表現してありましたが、大阪府の行政として、「広域調整」や「支援」という言葉の中に、今はまだ何も決まってないとは思いますが、イメージとしてこれから果たしていくべき、大阪府としての役割を教えてくださいたいと思います。

【幹事 高階計画推進課長】 大阪府としてお答えいたします。課題を解決するためには、様々な取り組みを今後展開していくことが必要になってまいります。今回のあり方（答申）を受けまして、先ほどご議論をいただきました「区域マスタープラン」に落とし込んでいく、なおかつ落とし込んだ「区域マスタープラン」に則してして市町村の「マスタープラン」が作られていく意味におきまして、これらが徐々に反映されます。その過程において、大阪府も積極的に関わってまいります。具体例といたしましては、今進めようとしており、ここにも書かれておりますが、主要な幹線道路沿道で、大阪府に不足しております産業用地をいかにして生み出していったら良いのか、という内容について、府県や市や町をまたいで、大阪府も調整・支援させていただいております。また、先ほどの千早赤阪村長さんのお話にもありました集落機能の維持・検討につきましても、大阪府として支援をしていきたいと考えております。さらに、この都市構造を実現するための鉄道ネットワークの整備・強化や、乗り継ぎの利便性向上、都市高速道路・環状道路の整備により物流ネットワークを強化していくことで、大阪の成長にもつなげていきたいと考えております。また、「立地適正化計画」を各市町で作っていただいておりますが、それに関しましても、大阪府として積極的に周辺市町村を含めた調整機能を果たしていきたいと考えております。

【小林 会長】 よろしゅうございますか。その他ございませんか。

【田中 委員】 大阪府市長会会長の田中誠太でございます。都市計画審議会において、今回の答申を出していただいたことを大変感謝を申し上げます。以前から大阪府の広域的役割というお話が出ておりますが、昨年からは、市長会と町村長会を含めて、

43 市町村がしっかりと力を合わせて行こうと、合同会議の開催や色々と大阪府全体、オール大阪でやっていくための課題抽出をさせていただくなど、新たな取り組みをさせていただいております。そういう意味で、43 市町村プラス大阪府、オール大阪で対応していくべき課題は多くあり、大阪府の役割は、非常に大きいと思っています。

この都市計画もさることながら、今まで大阪市域ばかりに目を向けて、大阪市域内のランドデザインができたわけで、大阪全体のランドデザインがまだできていないことをずっと2年、3年と言いつけてきております。ここはしっかりと大阪府が、答申にもありように、大阪全体を見てランドデザインを描いていただきたいと要望をするところです。私たち市長会あるいは町村長会、そして大阪府が力を合わせてやっていくべきものと思いますし、また力を合わせれば、できないこともないと考えておりますので、大阪府にしっかりと頑張っていただきたいと要望しておきます。

【小林 会長】 ありがとうございます。その他ご意見ございませんか。よろしゅうございますか。貴重なご意見を賜りありがとうございます。それでは本日いただいたご意見を踏まえて、表現の修正等が必要なものにつきましては、常務委員会の委員との相談のうえ、事務局において修正し、最終的には会長一任として、答申をとりまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【『異議なし』の声】

【小林 会長】 それでは、本議案につきましては、皆様のご意見を十分くみ取り修正し、私が責任を持って取りまとめ答申することにいたします。以上で、本日の全ての審議は終了いたしました。本日ご審議をいただきました議案につきましては、直ちに、事務局に必要な手続きを進めさせます。委員の皆様方には円滑な議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。では、事務局にお返しいたします。

【司 会】 貴重なご意見、長時間に渡りますご審議をありがとうございました。本日のご審議を踏まえまして、大阪府において必要な手続きを進めてまいります。以上をもちまして、「平成27年度第3回 大阪府都市計画審議会」を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

(午前11時45分閉会)